

諮問日：平成29年3月15日（平成28年度（情）諮問第24号）

答申日：平成29年6月9日（平成29年度（情）答申第5号）

件名：東京高等裁判所における文書管理簿の一部開示の判断に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「投書等受付簿（現存分）」の開示の申出に対し、東京高等裁判所長官が、「文書管理簿（投書等）」（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、東京高等裁判所長官が平成29年2月10日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

人、住所、宛先、内容、提出方法及び備考の各欄が不開示とされているが、そのうち人、住所及び宛先（個人名）以外の各欄を不開示とすることは、原判断中の不開示の理由と相容れないものである。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 本件対象文書は、通し番号、日付、人、住所、宛先、内容、提出方法等、備考1及び備考2の各欄で構成されており、一行ごとに氏名・名称及び投書の内容等が記載されている。
- 2 (1) 投書等を行った者が個人である場合、本件対象文書のうち苦情申出人が開示を求める記載部分は、一行ごとにそれぞれ一体として行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号に規定する個人識

別情報に相当し、同号ただし書イからハマまでに相当する事情は認められない。  
(2) 苦情申出人は、人、住所、宛先（個人名）以外の各欄の記載部分の開示を求めているが、以下のとおり、部分開示は不相当である。

ア 宛先欄の不開示部分のうち個人名以外が記載されている部分には、東京高等裁判所の特定部署等の名称が記載されている。これらの記載部分は、投書等の内容を推測させるものであるから、公にしても投書等を行った個人の権利利益を害するおそれがないとはいえない。

イ 内容欄には、投書等の概要として個人の氏名、投書等を行った者の意見や信条等が記載されている。このうち個人の氏名については、個人識別部分として部分開示の余地がなく、その他については、公にしても個人の権利利益を害するおそれがないとはいえない。

ウ 提出方法等欄には、東京高等裁判所の特定部署等に関する記載及び投書等が郵送で提出された場合の消印が押された郵便局名の記載がある。このうち特定部署等に関する記載については、宛先欄と同様に、公にしても個人の権利利益を害するおそれがないとはいえない。郵便局名の記載については、投書等を行った者の最寄りの郵便局である蓋然性があり、その住居が推測されるおそれがあるため、個人識別部分として部分開示の余地がない。

エ 備考2欄の不開示部分には、東京高等裁判所を含む複数の裁判所の特定部署に関する記載や、投書等を行った者に関する情報等の記載がある。これらの記載については、宛先欄及び内容欄と同様に、公にしても個人の権利利益を害するおそれがないとはいえない。

3 投書等を行った者が法人その他の団体（以下「法人等」という。）である場合、本件対象文書のうち苦情申出人が開示を求める記載部分は、当該法人等が当該投書等に関連することで何らかの紛争や訴訟等に関与していたり裁判所との間でトラブルがあったりすると推測や誤解を招く可能性があり、法人等の

権利利益を侵害するおそれのある情報といえるから、法5条2号イに規定する不開示情報に相当する。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年3月15日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年4月21日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年5月19日 審議
- ⑤ 同年6月9日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、通し番号、日付、人、住所、宛先、内容、提出方法等、備考1及び備考2の各欄で構成されており、一行ごとに氏名・名称及び投書の内容等が記載されている。

苦情申出人は、原判断において不開示とされた部分のうち、人、住所及び宛先（個人名）以外の各欄の記載部分の開示を求めているから、以下では、原判断において不開示とされた部分について検討する。

### 2 個人による投書等について

- (1) 見分の結果によれば、以下の事実を認めることができる。本件対象文書のうち個人による投書等に係る記載部分には、一行ごとに投書した者の氏名や投書の内容等が記載されている。また、宛先欄の不開示部分のうち個人名以外が記載されている部分には、東京高等裁判所の特定部署等の名称が記載されており、内容欄には、投書等の概要として個人の氏名、投書等を行った者の意見や信条等が記載されており、提出方法等欄には、東京高等裁判所の特定部署等に関する記載及び投書等が郵送で提出された場合の消印が押された郵便局名の記載があり、備考2欄の不開示部分には、東京高等裁判所を含む

複数の裁判所の特定部署に関する記載や、投書等を行った者に関する情報等の記載がある。

(2) そこで、見分の結果を踏まえて検討すると、本件対象文書のうち個人による投書等に係る記載部分は、一行ごとにそれぞれ一体として法5条1号に規定する個人識別情報に相当するものと認められる。また、当該記載部分について、同号イからハまでに相当する事情は認められない。

(3) 次に、苦情申出人は、人、住所及び宛先（個人名）以外の各欄の記載部分の開示を求めているので、部分開示について検討する。

宛先欄の不開示部分のうち個人名以外が記載されている部分には、東京高等裁判所の特定部署等の名称が記載されており、これらの記載部分は、投書等の内容を推測させるものであるから、公にしたときには投書等を行った個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

また、内容欄には、投書等の概要として個人の氏名、投書等を行った者の意見や信条等が記載されており、このうち個人の氏名は、個人識別部分である。その他の記載部分については、意見や信条等が記載されていることからすれば、公にしたときには個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

さらに、提出方法等欄には、東京高等裁判所の特定部署等に関する記載及び投書等が郵送で提出された場合の消印が押された郵便局名の記載があり、このうち特定部署等に関する記載については、宛先欄と同様に判断すべきである。また、郵便局名の記載については、投書等を行った者の最寄りの郵便局である蓋然性があると考えられるところ、当委員会庶務に調査させた結果によれば、人口の少ない地域に複数の郵便局が存在する例もあることから、投書等を行った者の住居を推測することが可能である。よって、この記載も、個人識別部分に該当すると判断すべきである。

さらに、備考2欄の不開示部分には、東京高等裁判所を含む複数の裁判所

の特定部署に関する記載や、投書等を行った者に関する情報等の記載があり、これらの記載については、宛先欄及び内容欄と同様に判断すべきである。

したがって、本件対象文書のうち苦情申出人が開示を求める部分について、取扱要綱記第3の2に定める部分開示をすることは相当でない。

### 3 法人等による投書等について

見分の結果によれば、本件対象文書のうち法人等による投書等に係る記載部分には、一行ごとに投書した法人等の名称や投書の内容等が記載されている。

そこで、見分の結果を踏まえて検討すると、投書した法人等の名称や投書の内容等が公になると、当該法人等について、当該投書等に関係して、何らかの紛争や訴訟等に関与し、又は裁判所との間のトラブルがあるとの推測や誤解を招く可能性があると考えられる。

したがって、本件対象文書のうち法人等による投書等に係る記載部分は、法人等の権利利益を侵害するおそれがあり、法5条2号イに規定する不開示情報に相当するものと認められる。

### 4 原判断の妥当性について

以上のとおりであるから、本件対象文書の一部を不開示とした原判断については、不開示とした部分について法5条1号又は2号の不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正人